



2020 旗開き 基調報告 (要旨)

「新生」JR東労組運動のもし、現実を追求するならばどうなるのか？

2020年も「新生」JR東労組運動のものと、情勢認識を見誤ることなく、組合員の雇用と利益を守るために、現実から逃げることなく実践していかねばなりません。「安全・健康・ゆとり・働きたい」のある職場をつくり出すために、団結し、組織的に知恵を出し合い、政策提言などを掲げて、要求を実現していくために私たち自身が切り拓いていきましょう！

私たちが取り巻く社会情勢について

2020年1月1日、東洋経済オンラインに、「JR東日本の社長が語る『2020年代の鉄道』の姿」が掲載されました。その中で、「今後10年で実現しそうな新技術について」として「ALFA-Xを2030年度末の北海道新幹線の札幌開業までに実現させたい」「在来線では、すでに実用化されている自動運転の技術を運行管理と結び付けて、効率的な運行につなげていく」「自動運転の技術をドライバーの段階まで持っていく」「将来的には今Suicaが使えない在来線特急や地方路線などもチケットレスにしたい」などが述べられていました。

第4次産業革命とも言われる技術の進展により、今後は日々の生活にも大きな変化が予測されます。そして、JR東日本会社より矢継ぎ早に示される『変革2027』に基づく施策等が実施され、私たちの働き方が大きく変化しようとしています。

産経ニュースの「経営トップが予想く五輪後の日本経済」では、経団連・中西会長が「成長の継続、安定性は変わらず」と述べています。また、令和2年春季労使交渉に向けた経営側のスタンスは「一番重要なことは、賃上げのモメンタム(勢い)を維持すること」とし、具体的には「個人のやる気(エンゲージメント)や挑戦を後押しする処遇、働き方改革が必要だ。品質の高いものを大量に世界に輸出していた高度成長の時代に機能していた、新卒一括採用や年功型賃金、終身雇用など日本型雇用の見直しも必要だ。また、新卒一括採用などは学生の受け止めなどいろいろな影響

があり、一気には変わらないことは認識している。粘り強く問題提起し、雇用全体の見直しを進めることが大事だ」と述べています。

20春闘に向けて

連合は、20春闘で、賃金体系を底上げするベースアップ率の統一要求を「2%程度」とする方針を打ち出しました。

労働組合が同時期に要求を掲げ、相乗効果で経営側に賃上げを求めるといったたたかい方・形が19春闘で瓦解し、20春闘にも大きな影響を及ぼす状況の中、2019年12月26日の日本経済新聞夕刊に、「トヨタ労組、脱『一律べア』『評価で5段階』要求」といった記事が掲載されていました。トヨタ労組が2020年の春闘に向け、べアに当たる賃金改善分について、評価に応じて5段階にわけて配分する制度の提案を検討しているようです。

国内を代表する企業の労組が評価重視の姿勢を打ち出すことで、横並びを前提としてきた賃上げに打撃を与える可能性があります。

20春闘はこのような状況の中、2月の定期中央委員会で、具体的な要求を掲げたたたかひことになりそうです。連合要求が2%要求と打ち出された中で、私たちとして現段階における議論のポイントを整理します。

2019年度のJR総連賃金実態調査の結果から、JR東労組組合員の基本給平均は300,038円とあります。このことから、連合要求の2%は6千円に相当します。

今後より業務の高度化・集約化がされる中において、労働力の価値に見合った賃金を求めていくことが妥当です。採用において事務職と技術職が分離され、現時点においては、定期昇給を維持していますが、シフト雇用などの社会情勢は、終身雇用システムの根幹をなす年功賃金への影響を及ぼすことから、定期昇給を求めていくことはとても重要となります。また、私たちは、あくまで全組合員のベースアップを求め、

JR東労組 書記長 加藤 誠

全組合員の賃金「底上げ」を目指していきます。

そして、昨年議論となった第二基本給の凍結を引き続き求めていく考えです。私たちは、実感のある退職手当、昇進に際しての組合差別の問題、退職手当の算出方法の組合案などを、JR総連の仲間と共に、組合員の将来に不安を増大させないためにも、様々な教訓をもとに労使議論をつくり出していかうと考えています。

また、将来の職場の姿を予想した場合に、企画部門に特化されてきた業務を様々な機関で担うことが予測されます。よって、企画業務手当の必要性を今後も訴えていきます。

労働組合の組織率が約16%と低迷する中、8割を超える未加入の労働者を守ることを目的として、2019年10月に開催された連合大会で、労働者代表制の法制化を求めていく方針が再確立されました。そもそもこの方針は、2001年の大会で方針が確立され、2006年の連合執行委員会でも確認されている事項です。ちなみに、経団連の労働法規委員会が労働者代表機関の法制化を検討しており、その委員長がJR東日本の富田会長です。

労働者代表制にはいくつかの問題もあります。例えば、労働組合と同じような規約と選挙権を有し、年会費は無料、必要な経費は会社が負担するようになっていす。そして、36協定の締結ができます。就労免除や勤務時間中の活動も認められることから、法制化されれば労働組合が有名無実化しかねません。

現在、JR東労組が過半数を占めている職場は大きく減少しました。このまま法制化されれば、JR東日本という社友会のような組織が多く生み出されていきます。私たちはこのような現実に対して、どうすべきなのかを問われています。

職場の仲間の切実な声を集約し、団体交渉等を通じて職場問題を解決できるのは労働組合だけです。だからこそ私たちは、仲間との議論を積み重ね、組織強化・拡大に向けて奮闘しなければなりません。

水戸地方本部による 「不当労働行為救済申立」について

昨年11月11日に行われた水戸地方本部による「不当労働行為救済申立」に端を発して、水戸・東京・八王子地方本部および水戸・東京地方本部内の支部やいくつかの分会から、第8回中央執行委員会の決定などに対して、誹謗中傷も含めた情報やTwitterなどが飛び交っています。

そもそも12月17日に開催された、全地本委員長会議で『中央執行委員会見解』の発出と、組織判断をすることは、満場一致で確認してきました。満場一致で確認しておきながら、あのような情報やTwitterなどが飛び交っていることは、意図的に組織を混乱させようとしている者がいると思えません。

また、バス関東本部は、職場討議資料で会社回答を「不当労働行為として実質認めているようなもの」と打ち出しています。職場がたたかい、バス関東本部申17号交渉で「白河支店での17項目にあった内容は100%認めている」といった回答を引き出し、処分が発令され、現時点では不当労働行為はないと全地本書記長会議で水戸地方本部書記長がきっぱり明言されたことからも、本部は「解決済」という認識を持ちました。

【組織部報No.17】

しかし、バス棚倉分会の件では、議論も充分に行われず、大会決定を再三覆し、手紙、DVDの送付、YouTubeへの配信、そして救済申立。さらには「連帯する会なるものが結成されました」

またもや、本部に報告・連絡・相談もなく 損害賠償請求訴訟が行われた

東京版ニュース No.163によると、本部に報告も、連絡も、相談もなく、説明もされず、またもや、2019年12月26日に損害賠償請求訴訟が申し立てられたようです。

この間の経過を振り返りますと、11月29日、東京地本から「申1号交渉を行ったが不当労働行為について会社は『回答しない』という回答であり、不当労働行為救済申立しなさい」と中央本部に電話がありました。議論内容も全く分からないことから、不当労働行為救済申立について東京地本と話し合うために、申1号交渉の議事録を提出することを求めました。しかし、「議事録はない」との返事でした。

そして12月17日、第2回組織部長会議でも、交渉議事録を要求しましたが、東京地本の組織担当部長から「議事録はない」と繰り返しの回答でした。それ以後も、議事録は出されず、報告もなく、連絡もなく、相談も説明もありません。未だ内容もよく分からないままです。【組織部報No.19】

それにも関わらず12月26日、東京版ニュース No.165では、「本来は本部が救済申立すべきだ！本部が情けないから個人訴訟でたたかうのだ」「たたかいは放棄する中央本部に怒り」と情報発行されていました。さらに12月28日、田中龍作ジャーナルといったものに、「26日、参院会館で原告たちを励ます集会があった」「上野駅から新松戸駅に配転させられた組合員(39歳)は『本部は労働組合にあらず。労働者の敵である』と言葉を極めた」と掲載されていました。

極めてつらいのは12月31日、『労働組合』が組合員の利益を守らなければ、労働組合としての存在価値はありません」などと記された、「JR東日本会社による『労組脱退パワハラ』と、たたかいは放棄する中央本部に怒り労働委員会と個人訴訟に持ち上がった仲間とともに安心して働ける健全な職場をめざす声明」なるものが、東京地本から声明が出されていました。

昨日(1/7)も東京地本に問い合わせしましたが、対応してくれた方から「4名の名前も知らず一部の人が分かからない」との返答でした。このことはバス棚倉分会の事象と同様であり、本部とすれば、12地本や、JR総連、9単組の代表者に対しても、責任を持つて説明することが出来ません。未だ4名の方の名前も分からず、議事録もなくどういった内容なのかも分からず、対応のしようがありません。

争議団となる道は歩まない

東京地本から借用したパソコンにあった情報を分析すると、このようなシナリオは1年前から仕組まれていたようです。

2018年11月8日13時から、当時東京地本の書記長等が、顧問弁護士以外の弁護士と「不当労働行為根絶」について相談しています。そのとき、「財産の関係で割ることは得策ではない」「ダメもとで統制かけられることを前提にして、分会長個人で労働委員会に救済申立立てを行い、記者会見を開いて、そこでテープを流しちゃう。本部から統制かけられて、おろすことになるが、公表していることで広がりを見せる。リ